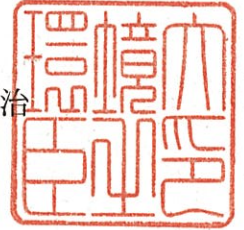


諮 問 第 4 9 4 号
環水大土発第1808221号
平成 3 0 年 8 月 2 2 日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
中 川 雅 治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

塩素酸ナトリウム (別名塩素酸塩)

(*RS*) - *N*, *N*-ジエチル-2-(1-ナフチルオキシ) プロピオンアミド
(別名ナプロバミド)

(別紙2)

(*S*)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル-(*Z*)-(1*R*, 3*S*)-2, 2-ジメチル-3-[2-(2, 2, 2-トリフルオロ-1-トリフルオロメチルエトキシカルボニル)ビニル]シクロプロパンカルボキシレート (別名アクリナトリン)

テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)

1-(4-クロロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素
(別名ジフルベンズロン)

3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール 1, 1-ジオキシド (別名プロベナゾール)



中 環 審 第 1043 号
平成 30 年 8 月 22 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



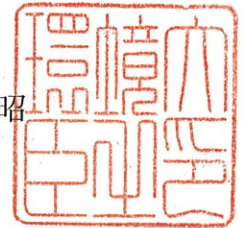
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成 30 年 8 月 22 日付け諮問第 494 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 5 0 6 号
環水大土発第1902281号
平成31年2月28日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
原 田 義 昭



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

多硫化カルシウム (別名石灰硫黄合剤)

3-(ジフルオロメチル)-*N*-メトキシ-1-メチル-*N*-[(*R S*)-1-メチル-2-(2, 4, 6-トリクロロフェニル)エチル]-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド (別名ピジフルメトフェン)

プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル

1-(2-{[1-(4-クロロフェニル)-1*H*-ピラゾール-3-イル]オキシメチル}-3-メチルフェニル)-1, 4-ジヒドロ-4-メチル-5*H*-テトラゾール-5-オン (別名メチルテトラプロール)

(別紙2)

2-イソプロピルフェニル=メチルカルバマート (別名イソプロカルブ又はMIPC)

O, O-ジエチル=O-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-イル) ホスホロチオエート (別名クロルピリホス)

3', 4'-ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル)

(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム (別名2, 4-Dイソプロピルアミン塩又は2, 4-PAイソプロピルアミン塩)、(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル (別名2, 4-DEチル又は2, 4-PAエチル)、(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム (別名2, 4-Dジメチルアミン塩又は2, 4-PAジメチルアミン塩) 及び(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム塩一水化物 (別名2, 4-Dナトリウム塩一水化物又は2, 4-PAナトリウム塩一水化物)



中 環 審 第 1067 号
平成 31 年 2 月 28 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



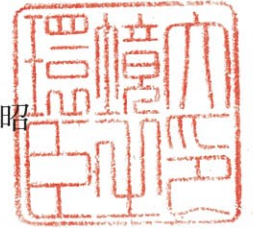
農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成31年2月28日付け諮問第506号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第500号
環水大土発第1812182号
平成30年12月18日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
原田 義昭



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

O, O-ジメチル=O-4-メチルチオ-m-トリル=ホスホロチオアート (別名フェンチオン又はMP P)

ベンジル=4-アミノ-3-クロロ-6-(4-クロロ-2-フルオロ-3-メトキシフェニル)-5-フルオロピリジン-2-カルボキシラート (別名フロルピラウキシフェンベンジル)

5-[(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロノイル) アミノ]-1-(5-カルボキシ-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジン-1-イル)-1, 5-ジデオキシ-β-D-アロフランウロン酸亜鉛塩 (別名ポリオキシンD亜鉛塩)

1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシンA)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸 (別名ポリオキシンB)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシンK) 及び5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-

テトラヒドロ－2，4－ジオキソピリミジニル）－ β －D－アロフランuron
酸（別名ポリオキシンL）の混合物（別名ポリオキシン複合体）

(別紙 2)

3- (ジフルオロメチル) -N- [(R) -2, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチル-1H-インデン-4-イル] -1-メチルピラゾール-4-カルボキサミド (別名インピルフルキサム)

(RS) -2- (2, 4-ジクロロフェニル) -3- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) プロピル 1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチルエーテル (別名テトラコナゾール)

O, O-ジメチル O-4-ニトロ-m-トリル ホスホロチオアート (別名フェニトロチオン又はMEP)



中環審第 1055 号
平成 30 年 12 月 18 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 4 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成 30 年 12 月 18 日付け諮問第 500 号をもって環境大臣より、当審議会に対して
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、
土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 4 7 9 号
環水大土発第1802211号
平成30年2月21日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
中 川 雅 治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

$S, S' - (2\text{-ジメチルアミノトリメチレン}) = \text{ビス (チオカルバマート)}$
塩酸塩 (別名カルタップ)

$(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) - 2 - (6\text{-デオキシ-}2, 3, 4\text{-トリ-}O\text{-メチル-}\alpha\text{-L-マンノピラノシルオキシ}) - 13 - (4\text{-ジメチルアミノ-}2, 3, 4, 6\text{-テトラデオキシ-}\beta\text{-D-エリスロピラノシルオキシ}) - 9\text{-エチル-}2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16a, 16b\text{-ヘキサデカヒドロ-}14\text{-メチル-}1H\text{-}as\text{-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-}7, 15\text{-ジオン (別名スピノシンA) 及び } (2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) - 2 - (6\text{-デオキシ-}2, 3, 4\text{-トリ-}O\text{-メチル-}\alpha\text{-L-マンノピラノシルオキシ}) - 13 - (4\text{-ジメチルアミノ-}2, 3, 4, 6\text{-テトラデオキシ-}\beta\text{-D-エリスロピラノシルオキシ}) - 9\text{-エチル-}2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16a, 16b\text{-ヘキサデカヒドロ-}4, 14\text{-ジメチル-}1H\text{-}as\text{-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-}7, 15\text{-ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド) 。$

$N - [(E) - 1 - (6\text{-クロロ-}3\text{-ピリジルメチル}) \text{ピリジン-}2 (1H)\text{-イリデン}] - 2, 2, 2\text{-トリフルオロアセタミド (別名フルピリミン)}$

$3', 4'\text{-ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル)}$

S, S' - 2 - ジメチルアミノトリメチレン = ジ (ベンゼンチオスルホナート)

(別名ベンスルタップ)

(別紙2)

N-(トリクロロメチルチオ)シクロヘキサ-4-エン-1,2-ジカルボキシイミド (別名キャプタン)

トリエタノールアミン=2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸塩
(別名ジクロルプロップトリエタノールアミン塩)

(*RS*)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=*N*-(2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-*p*-トリル)-*D*-バリネート (別名タウフルバリネート
又はフルバリネート)

4-[(*5 RS*)-5-(3,5-ジクロロフェニル)-4,5-ジヒドロ-
5-(トリフルオロメチル)-1,2-オキサゾール-3-イル]-*N*-
[(*EZ*)-(メトキシイミノ)メチル]-*o*-トルアミド (別名フルキサメ
タミド)



中 環 審 第 1019 号
平成 30 年 2 月 28 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年2月21日付け諮問第479号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

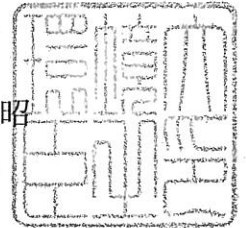


諮 問 第 5 0 9 号
環水大土発第1906061号
令和元年6月6日

中央環境審議会会長

武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
原 田 義 昭



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

$O-4$ -シアノフェニル = O , O -ジメチル = ホスホロチオアート (別名シアノホス又はCYP)

(Z)-3-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

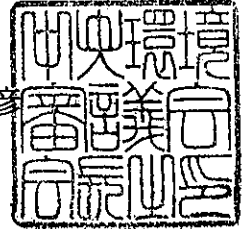
4-クロロフェニル = 2,4,5-トリクロロフェニル = スルホン (別名テトラジホン)



中環審第 1075 号
令和元年 6 月 6 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 4 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和元年 6 月 6 日付け諮問第 509 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。